【資料５】

○一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例施行規則

平成２５年６月２８日

規則第２８号

（趣旨）

第１条　この規則は、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（平成２５年亀山市条例第２０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の会長及び副会長）

第２条　条例第７条に規定する亀山市人権施策審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第３条　審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

５　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（審議会の庶務）

第４条　審議会の庶務は、文化課において処理する。

（平３０規則７・令４規則２０・一部改正）

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日規則第７号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日規則第２０号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。